

瀬戸市後期高齢者福祉医療費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この要綱により後期高齢者福祉医療費の支給を受けられることができる資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、高齢者医療確保法による医療を受けられることができる者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）第3条に規定する受給資格者（同条第4項第1号に該当するため同項の規定により受給資格者とならない者を含む。）
- (2) 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）第2条に規定する受給資格者（同条第4項第1号に該当するため同項の規定により受給資格者とならない者を含む。）
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者

- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者、同法第20条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者及び入院期間を延長された結核患者並びにこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する中核市の長が認めた者
- (6) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の主たる生計維持者が、高齢者医療確保法による医療に関する給付が行われた日の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあつては、前年度分とする。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- 2 国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下、この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下、この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前項各号に該当する者については、前項の規定にかかわらず受給資格者とする。
- 3 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる第1項各号に該当する者については、第1項の規定にかかわらず受給資格者としなない。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院等の前の住所地である市町村が、その者が引き続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。）を採用していない場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。
 - (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む）の受給者

(3) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの要綱と同様の医療に関する給付を受けることができる者

(支給の範囲)

第3条 市長は、前条第1項に規定する受給資格者の疾病又は負傷について高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を、後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付)

第4条 医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ、受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、この要綱による医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付す

るものとする。

- 3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認をした日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号、第3号及び第7号に該当する受給資格者の有効期限は、平成22年7月31日（以下「基準日」という。）とし、以後開始日にかかわらず基準日から3年ごとの7月31日とする。
- 5 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第7条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（受給者証の更新申請等）

第5条 受給者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、有効期限の後も引き続き受給資格者であることを公簿等によって確認できるときは、同項の規定による申請を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請には、前条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者ではない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（）」と、「開始日」とあるのは「更新日」と、同条第4項中「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

4 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第6条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損した場合は、市長に申請することにより受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損したときの前項に規定する申請には、その受給証を添えるものとする。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

（支給の方法）

第7条 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第3条第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払いがあったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

(支給申請)

第 8 条 受給者が医療費の支給を受けようとするときは、当該医療費について第 3 条第 1 項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えて申請しなければならない。

(支給時期)

第 9 条 医療費は、申請書の提出があった日又は市長が一部負担金等の額を確認した日の属する月の翌月末日までに支給するものとする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。

(医療費の請求)

第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、後期高齢者福祉医療費請求書を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する請求があったときは、第 8 条に規定する申請があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第 11 条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第13条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第14条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を当該変更のあった日から起算して14日以内に当該変更のあったことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 当該受給者が受給者と認定されたときに該当するものとされた第2条第1項の各号に掲げる要件

2 受給者証の交付を受けた者が、受給資格者でなくなったときは、速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

3 受給者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第15条 市長は、この要綱の規定による申請に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(報告)

第16条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者であることの認定を受けようとする者又は受給

者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第 17 条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、申請等の様式その他必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(瀬戸市福祉給付金支給要綱の廃止)

2 瀬戸市福祉給付金支給要綱（昭和 58 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前日において、廃止前の瀬戸市福祉給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第 2 条に規定する支給対象者に該当する者（同条第 1 項第 6 号を除く。）のうち、この要綱の受給資格者に該当しない者については、この要綱における受給資格者に該当するまでの間は、受給資格者とみなす。

4 この要綱の施行の前日において、旧要綱第 2 条第 1 項第 6 号に規定する支給対象者に該当する者については、平成 20 年 7 月 31 日までの間は、受給資格者とみなす。

5 この要綱の施行の日より前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお旧要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。